

**東京都国民健康保険団体連合会**  
**平成 29 年度 第 2 回 経営評価委員会 議事概要**

- 1 日 時 : 平成 29 年 12 月 15 日 (金) 午前 9 時 30 分から 11 時 00 分まで
- 2 場 所 : 東京区政会館内 (本会) 10 階 A1・A2 会議室
- 3 出席者 : (委員)
- 植村 尚史 [早稲田大学 人間科学学術院 健康福祉科学科 教授]  
河津 英彦 [淑徳大学 教育学部 こども教育学科 兼任講師]  
久保村 俊昭 [株式会社 毎日新聞ネット 顧問]
- (本会)
- 理事長、専務理事、常勤監事、参与 2 名、事務局長以下職員 11 名

4 議 題

平成 29 年度上半期における執行状況及び外部評価について

5 会議経過

(1) 開会

(加島専務理事)

本日は、ご多用のところお越しいただきありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、「東京都国民健康保険団体連合会 平成 29 年度第 2 回 経営評価委員会」を開会いたします。

議事に入りますまで、わたくしが進行役を務めたいと存じます。

それでは、開会にあたりまして、福永理事長よりご挨拶を申し上げます。

(福永理事長)

理事長の福永でございます。

開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、国保制度や本会をめぐる国の情勢について若干触れさせていただきます。

来年度からの財政運営の責任主体を都道府県とする新たな国保制度については、施行まであと 4 か月となりました。本年 11 月 21 日には第 2 回目となる東京都国保運営協議会が開催され、東京都国保運営方針 (案) が審議・了承されました。今後、東京都は国保運営方針を年末までに決定し、また、納付金や標準保険料率については、年末に国から示される本係数に基づき算定し、来年 1 月に公表する予定となっております。

本会といたしましても、円滑な制度施行のため、東京都及び各保険者と更に連携を強化し、

国保事業費納付金等算定標準システム及び国保情報集約システムの運用管理等について、着実に準備を進めて参ります。

次に、本年7月に厚労省と支払基金が公表した「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」を受け、10月4日に公表いたしました「国保審査業務充実・高度化基本計画」について触れさせていただきます。

主な内容としては、審査基準の差異解消に向け、8割の国保連合会が採用する審査基準を全国統一ルールにすることや、国が予定しているレセプト様式の見直し及び審査基準の明確化と合わせてコンピュータチェックで完結させる割合を高めていくこととしております。

今後、厚労省・支払基金・国保中央会の3者による連絡会議を通じて、さらに具体的な検討が行われますので、適宜、委員の皆様にご説明申し上げます。

このような情勢の中、本会の第3次経営計画の第1期実施計画の取り組みも最終年度となりました。各担当部署では目標達成に向け鋭意取り組んでいる一方で、次の第2期実施計画についても、現在、策定作業を進めているところでございます。

本日は、最終年度となる平成29年度の上半期における各計画の取り組み実績を報告させていただきますので、何とぞ十分にご審議を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(加島専務理事)

本日の議題は、お手元に配布しております次第に記載のとおり、1件でございます。

早速ではございますが、「植村座長」に議事進行をお願いいたします。

(植村座長)

座長の「植村」でございます。

それでは、時間の都合もございまして、議事に入りたいと思います。

最終的に経営評価委員会として外部評価を実施することとなっておりますが、内部評価の結果について疑義が生じる計画がございましたら、質疑の際にその旨をご指摘いただければと思います。

特に、内部評価の結果に対するご意見がない場合は、内部評価の結果を経営評価委員会としての評価とさせていただきます。

なお、ご質問・ご意見は、全ての部署の報告が終了してからお願いいたします。

それでは、議題の「平成29年度上半期における執行状況及び外部評価について」審査第1部から説明願います。

## (2) 議題

平成29年度上半期における執行状況及び外部評価について

①審査第1部（説明：田中審査第1部長）

（資料に基づき説明。以下、要旨。）

〔No.1-1-1 審査の充実〕

計画の概要は、「審査の充実・強化」を図るため、画面審査システムの対応強化や審査情報の共有化に取り組み、審査委員会に対して、より適切な対応を行う。というものでございます。

執行状況ですが、項番1「審査委員間における審査情報の共有」でございます。

①の審査委員会運営主体の審査課、審査委員の審査処理のお手伝いをする審査事務共助指導課、保険者からの再審査申し出を担当する再審査課の事務局三者の打合せは、表に示したとおり実施し、審査情報を共有いたしました。

②の審査委員を交えた会議は、診療科毎の取り決め事項やシステムチェック項目の拡充について、ご覧の状況で行っております。

次に、(2) 歯科における審査事例の情報共有では、小委員会分科会で審査事例を協議後、その協議結果を歯科部会の全体会議に報告し、ご覧の事例数を審査基準として取り扱う様にいたしました。

続いて、(3) 審査委員による審査委員への研修会は、医科年4回、歯科年5回の開催を予定し、それぞれご覧の日時とテーマで実施いたしました。

項番2「画面審査システムに係る対応強化」でございます。

(1) では、新機能リリースはありませんでしたが、画面審査の効率的な操作方法等について、毎月、審査委員にレクチャーを実施いたしました。

また、(2) の既存機能の活用強化では、薬剤における審査資料を作成し、審査委員会周知についての調整を行いました。

項番3「職員の知識向上のための研修会等」として、(1) 審査委員会の研修会、審査事務共助指導課主催の研修会に積極的に参加しました。

また、(2) では、課内研修を毎月開催し、機械チェック項目の確認をいたしました。

歯科においては、他課に対する研修を実施し、事務共助項目の徹底を図る一方、常務処理審査委員による研修会及び歯科の医療現場実施勉強会で知識向上を図りました。

項番4「審査の充実に向けた審査委員会の円滑な運営に係る調整」でございます。

(1) 突合審査項目拡充に向けた審査委員会との調整では、審査委員からの意見や要望等を踏まえ、再審査課へ保険者申出の突合審査情報の提供を行うとともに、審査事務共助指導課に機械チェック項目の確認を依頼する等、各部署と調整を図りました。

(2) 歯科における再審査縮減に向けた取り組みについては、再審査の申出の多い事例を再審査部会等で協議を行い、原審査の審査事務共助項目を決定しました。

自己評価でございます。概ね計画どおり進行できましたので「○」といたしました。

内部評価も、自己評価同様「○」で、「審査情報の共有化や画面審査システムに係る対応強化等、審査委員会の円滑な運営に係る調整等を着実に進められたい」との意見がございませ

た。

#### [No.1-1-2 審査事務共助の充実]

計画の概要は、本会の「審査の充実・強化」を図るため、画面審査システム等の活用や職員の審査知識向上に取り組むことで審査事務共助の充実を目指し、再審査容認分、連合会責任分を分析いたしまして、原審査に有効活用するものでございます。

項番1「減点点数の目標値設定及び進捗管理」でございます。平成29年4月から9月までの月平均減点点数は、査定状況の表の右端、平均欄をご覧ください。

①入院減点数の目標点数 3,460 万点に対し 3,611 万 6,312 点、②外来減点数の目標点数 1,430 万点 に対し、1,695 万 4,936 点、③減点数合計の目標点数 4,890 万点 に対し 5,307 万 1,248 点と目標値はクリアしております。

なお、査定率は 0.304% でございます。

項番2「診療科毎のシステムチェック項目の拡充」でございます。

診療科別にシステムチェック項目の拡充に努めております。診療科、項目数については、ご覧のとおりでございます。

次に、(1) 標準システム、国保中央会開発の「審査支援システム」は、本会では、効率的、効果的に事務共助を実施できると判断したコードを活用しております。

(2) 外付システムの「審査事務共助支援システム」は、本会独自開発のシステムで、医療機関の請求傾向や審査委員の審査傾向を反映できるシステムとなっており、記載の項目数を追加しております。

項番3「職員の知識向上のための研修会」でございます。

審査事務共助指導課内部研修、施設見学及び事務審査課研修等を記載のとおり実施いたしました。

項番4「事務審査課における審査事務共助の強化」でございます。

審査第2部として審査事務共助の充実、強化を図るため、審査事務共助担当副参事を本年4月から配置し、事務審査課は3つの取組みを行っております。

1点目は、各係に事務共助担当者を1名配置し、2点目は、毎月、各課で判断が分かれる処理事例を協議し、3点目は、項番3にもありますとおり、システムチェックの追加項目等について、審査事務共助指導課から研修を受け、事務点検の共有及び強化に努めました。

項番5「再審査容認分に係る情報提供及び情報活用の強化」でございます。

再審査課から連合会責任分の情報をもらい、原審査に活用しております。

項番6「審査事務共助の充実・強化等に向けた検討」でございます。

次期国保総合システム稼働時における点検サブシステムの検討プロジェクトチームを設置し、記載の日程で検討いたしました。

課題と対応でございますが、項番5「再審査容認分に係る情報提供及び情報活用の強化」におきまして、原審査の減点点数については、現時点で数値目標以上の結果が得られておりますが、さらに数値を高めるためにも再審査容認分、連合会責任分の低減を図る必要があります。

ます。このためには、再審査申出内容等の十分な情報収集と分析を行い、原審査へのフィードバックをさらに充実させなければなりません。

自己評価でございます。概ね計画どおり執行できましたので「○」としました。

内部評価も、自己評価同様に「○」で、「再審査容認分、連合会責任分の低減に向け、関係部署との連携を図り再審査容認分に係る情報活用の強化を図られたい」との意見がございました。

## ②企画事業部（説明：小椋企画事業部長）

（資料に基づき説明。以下、要旨。）

### 〔No.1-2-1 国民健康保険料（税）収納率向上の支援〕

計画の概要は、国保料（税）の徴収部門職員等向けの研修会をはじめ、参考となる保険者の取り組み事例の紹介や情報交換の場の提供、被保険者を対象とした広報活動等、保険者が行う国保料（税）の収納率向上対策を支援するものでございます。

執行状況ですが、項番 1「収納率向上対策研修会の実施」では、東京税務協会より講師を招き、滞納整理等の基礎知識習得を目的とした初任者向けを 4 月、保険者による取り組み事例発表などの実務担当者向けを 6 月、管理者による滞納整理の進行管理に関する講義などの管理監督者向けを 9 月に、それぞれ開催しました。

次の項番 2「取り組み事例発表及びグループワークの実施」です。これは、収納率の向上に成果を出している保険者から、その先進的な取り組みや他の保険者が参考となり得る好事例を発表してもらい、グループワークを通じて他保険者担当者との情報交換や実務的な手法を習得する機会を設け、実務担当者のスキルアップを図るものでございます。

項番 1 の実務担当者向けの研修において、収納率向上に成果を上げている国立市から先進的な取り組みなどについて発表していただき、また、滞納整理に関する演習やグループワークにおいて、事例検討を通じて情報交換を行いました。

次の項番 3「収納率向上に向けた広報活動」です。これは、保険者の担当者に対するスキルアップを目的とした支援とは別の視点として、国保料（税）を納めなければいけない方々に対する趣旨普及を目的に、今年度はタレントの岡田結実さんをモデルに起用したポスター掲示と、岡田結実さんのナレーションによる 20 秒のラジオ CM を作成し、前期放送分として 6 月に計 14 回放送いたしました。

自己評価ですが、概ね計画どおり進行することができましたので「○」といたしました。

内部評価につきましても、自己評価同様「○」で、「広報活動については、ターゲットを絞るなど、保険者のニーズを捉えた効果的・効率的な活動に努められたい」との意見がございました。

### 〔No.2-1-1 効率的な組織運営の検討及び見直し〕

計画の概要は、計画的な職員定数管理を行うとともに、事務の効率化や新たな事業の実施

等を踏まえた効率的な組織運営を整備するものでございます。

執行状況ですが、項番 2「定数配置を検討するための調査・ヒアリング」では、記載の 5 日間で、全部署を対象としたヒアリングを実施しました。

次の項番 3「事務量調査の実施等」ですが、(1)「全国の業務量調査に係る情報収集等」では、国保中央会において検討している全国の業務量調査に係る検討ワーキンググループに委員として参画し、情報を収集するとともに、本会の事務量調査への影響等について整理いたしました。

なお、国保中央会の「業務量調査検討ワーキンググループ」の開催状況につきましては、記載の表のとおりですが、本年度の検討は、第 8 回をもって終了しております。

次に、(2)の「事務量調査の実施」ですが、こちらは本会独自の調査になりますが、本年度の実施要領の制定、調査項目の検討・調整、入力マニュアルの改訂作業等の事前準備を行いました。また、記載の 5 日間で調査の試用期間として設定し、入力マニュアルや注意事項等について、全職員に周知しました。

なお、上記(1)で、全国の業務量調査が本会の事務量調査へ与える影響等を整理した結果、本会の事務量調査データを国保中央会の業務量調査データへ紐付すること等により、職員の入力にかかる負担増を回避できることから、本会の事務量調査のみを従前どおり行うこととしました。

課題と対応ですが、その他として、10月4日に公表された「国保審査業務充実・高度化基本計画」への対応についてです。

本計画は、基本計画であり、実施計画については、協議の上、結論が得られたものから策定していくとしていることから、「審査支払機関・データヘルス改革連絡会議」等の協議内容を注視するとともに、本会への影響について検討して参ります。

自己評価ですが、各部署の定数配置のための調査・ヒアリングでは、記載の事前調査を行い、効率的、効果的に実施するなど、概ね計画どおり進行することができましたので「○」といたしました。

内部評価につきましても、自己評価同様「○」で、「今後策定される、「国保審査業務充実・高度化基本計画」に係る実施計画などの状況に合わせた効率的な組織体制を検討されたい」との意見がございました。

#### 〔No.3-1-1 第 3 次経営計画における第 2 期実施計画の策定〕

計画の概要は、本会が目指す将来像を実現するため、各部署が具体的に取り組む第 2 期実施計画を策定し、審査の充実強化や保険者サービスの向上等を図るものでございます。

執行状況ですが、項番 1「検討 PT の設置」では、4月1日に PT 設置要領を施行し、委員の任命を行いました。

次の項番 2「策定作業」ですが、PT を記載の表のとおり 3 回開催・協議し、8月28日に開催した経営計画推進本部において、「第 2 期実施計画として取り扱う計画（案）」の項目について検討いただき了承を得ました。

課題と対応ですが、項番2「策定作業」について、「国保審査業務充実・高度化基本計画」の改革項目については、今後、国保中央会を中心に策定される実施計画と整合性を図りながら、必要に応じて経営計画の第2期実施計画に反映して参ります。

自己評価ですが、概ね計画どおりに進捗しましたので「○」といたしました。

内部評価につきましても、自己評価同様「○」で、「新たな実施計画の進捗管理等にあたっては、状況の変化等に応じて柔軟かつ適切に取り組まれない。」との意見がございました。

### ③保健事業担当（説明：幸保健事業担当部長）

（資料に基づき説明。以下、要旨。）

#### 〔No.1-2-2 保険者が行うデータヘルス計画に係る支援〕

計画の概要ですが、保険者等が策定するデータヘルス計画の目標達成に向けて、効率的かつ効果的に事業実施できるよう様々な観点から支援を行うとともに KDB システム参加保険者の拡大を図るものでございます。

項番1の「データヘルス計画に係る支援」(1) データヘルス計画の円滑な実施に向けた支援については、平成28年度にデータヘルス計画策定支援を行った4保険者のうち、策定に向けた取り組みの支援が引き続き必要な1保険者に対し、データヘルス計画書についての最終支援を行いました。

また、平成29年度の保険者支援については、第1回保健事業支援・評価委員会で協議を行った結果、第1期のデータヘルス計画未策定保険者で支援を希望する4保険者及び、昨年度に引き続き策定に向けた支援を必要とする1保険者に決定したことから、個別にスケジュール調整を行い、今年度の策定の進捗状況について確認を行うこととしました。さらに、5保険者のうち1保険者については、9月に進捗状況の確認を行いました。

(2) データヘルス計画の円滑な実施に向けた講演会等は、国立保健医療科学院の横山先生を講師に迎え、医療費分析研修会（基礎編）を6月19日、応用編を8月2日に開催し、原則同一の方に参加いただきました。参加者の理解度は、基礎編が83%、応用編が89%でした。

受講者アンケートで、基礎編と応用編の2回に分けて開催したことについて確認したところ、応用編では、基礎編で習得したデータ分析の知識をもとに、自身の保険者のデータ分析を行う事前課題が出されたためか、「事前課題が現実の仕事に生かされた」、「応用編まで期間があることで自区のデータを検討する期間が持てた」、「時間をおくことで少し理解ができた」とご回答を頂いております。

一方で、基礎編については研修時間が短いとの声が20%を超えているため、この部分については次年度に向け検討して参ります。

項番2の「保健事業支援・評価委員会の運営」につきましては、各保険者の個別保健事業の内容について、委員会で助言や説明を行うため、事務局にて事前に対象保険者へヒアリングを行い、内容を取り纏め、委員に情報提供しました。

委員会の1回目は7月10日に開催し、ここでは(1)平成29年度国保ヘルスアップ事業を

申請した 28 保険者についての報告と、(2) 平成 29 年度国保ヘルスアップ事業を申請しないが、委員会での支援を希望する保険者の取扱いについて検討しました。

(1) の 28 保険者については、保険者の課題ごとにグループに分け、集団で助言を行うこととし、(2) については、国保ヘルスアップ事業が未申請だった 28 保険者以外の保険者の中で、委員会による支援を希望する保険者への対応について協議しております。

また、委員会で支援する保険者については、本会保健師が事前に保険者に出向きヒアリングを実施することについて、ご了承をいただきました。

委員会の第 2 回は 9 月 6 日に開催し、データヘルス計画評価支援の 5 保険者に対し、特定健診未受診者対策の課題について、助言・説明を行いました。

項番 3 の「保険者が実施する保健事業等に係る支援」です。

保険者がデータヘルス計画に沿って実施している保健事業について、企画段階から支援を行いました。また、保健事業実施後は、次年度の提案を含め、実施報告書を作成し、提供しております。支援保険者数は記載のとおりです。

項番 4 の「KDB システムに係る導入保険者への支援等」です。

1 つ目として、平成 28 年度分の特定健診等情報を基に、糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者選定のための対象者一覧情報等を作成し、6 月下旬に保険者へ提供しました。

2 つ目として、KDB システム参加後の支援として、25 保険者に対し、7 月から操作研修を行いました。また、平成 30 年度からの国保の都道府県化に伴う対応として、9 月に東京都に対し KDB システムの説明を行いました。

3 つ目として、KDB システムでは、データ保管期間を 5 年としており、平成 24 年度分のデータを削除することから、当該年度分の KDB 帳票を 7 月に保険者へ提供しております。

4 つ目として、KDB システム参加保険者は、4 月から 1 保険者が新たに追加となったことにより、広域連合を含め 84 保険者となり、国保保険者においては 83 保険者（参加率：98.8%）となりました。

また、未参加保険者に対しては、9 月に訪問してシステムの概要や活用方法等の説明を行い、KDB システムへの参加を促したところです。

自己評価ですが、おおむね計画どおり進行することができたため、「○」といたしました。

内部評価も、自己評価同様「○」で、「創意工夫を図り、保険者のデータヘルス計画等に係る効率的かつ効果的な支援の実施に努められたい」との意見がございました。

#### ④介護福祉部（説明：足立介護福祉部長）

（資料に基づき説明。以下、要旨。）

##### [No.1-3-1 介護保険制度改正に対応した苦情相談業務の拡充]

計画の概要は、法改正に伴い、予防給付のうち訪問介護・通所介護サービスが区市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行することから、区市町村の意向を踏まえ、新しい総合事業に係る苦情にも可能な限り対応する。



また、事業者支援研修会、苦情相談白書作成等の啓発事業を拡充し、事業者及び区市町村を支援するものでございます。

執行状況ですが、項番1として、「新しい総合事業に係る苦情対応」に取り組みました。

(1)の「保険者からの依頼の受付、苦情相談対応」です。

平成29年4月1日から新しい総合事業に移行した25保険者のうち、12保険者から苦情対応依頼文書を受理いたしました。総合事業に係る苦情相談は、5月、6月、7月に利用者本人から各月1件、計3件あり、また、8月には利用者の子から相談が1件ありました。

(2)「保険者との情報交換・支援体制の整備」です。

新しい総合事業の苦情相談を適切かつ円滑に処理するため、より綿密な情報交換が必要とされる19保険者を訪問し、情報交換を行うこととしました。5月から9月までの間に12保険者を訪問し、事前に実施した介護サービス苦情相談状況調査等を参考に情報交換を行いました。

また、6月16日に開催した窓口担当者連絡会では、保険者のニーズに合わせ、「対応困難な対応者とどう向きあうか」をテーマとした講演会と情報交換会を行いました。

保険者、東京都から83名が出席し、参加者からは、「各担当者で共有してみんなで検討することが重要であることがわかった」などの感想が寄せられました。

次に項番2の「事業者支援研修会の企画・開催」です。

事業者支援研修会の開催に向けての準備として、研修テーマや講師の選定、日程調整等を行いました。

研修会については、第1回を平成30年1月18日「文京シビックホール」、第2回を平成30年1月25日「ルネこだいら」にて開催することとし、両日とも講演テーマ及び講師は同一といたしました。現在のところ約1,200名の応募がございます。研修テーマ、講師等については、記載のとおりでございます。お読み取り願います。

項番3「苦情相談白書等の作成・発行・公表」です。

平成29年版苦情相談白書については、「介護サービスと個人情報の保護」を特集テーマとして、改正個人情報保護法に基づく介護事業者における対応の留意点を掲載することとし、8月末に発行しました。9月14日には本会ホームページにも掲載いたしました。

また、これまでの苦情事例を本会ホームページで検索できるようにする仕組みについては、平成30年2月の運用開始に向け準備を進めております。7月上旬から9月中旬にかけて掲載事例の選別及び特定の個人が識別できないよう加工を行い、9月中旬から実施要領及び運用マニュアルの作成を開始しました。

自己評価ですが、概ね計画どおり進行することができましたので、「○」としました。

内部評価も、自己評価同様「○」で、「苦情事例の検索システムについては、利用者に対する周知方法や全国の国保連合会に向けたPR等について検討されたい」との意見がございました。

[No.1-3-2 介護給付適正化システムの有効活用による介護給付適正化の推進]

計画の概要は、これまでの実績を踏まえ、保険者及び東京都との連携をさらに推し進め、介護給付適正化システムの有効活用等により、介護保険事業（支援）計画や介護給付適正化事業の着実な進展に寄与するものでございます。

執行状況ですが、項番 1「東京都及び保険者と連携した保険者機能強化の推進等」でござります。

(1) では、東京都と調整を図り、縦覧点検・医療情報との突合・給付実績を活用した情報等の確認方法や有効活用事例に関する研修会を実施することとしました。

研修会は既に終了しており、37 保険者 62 名の参加をいただいております。

(2) では、保険者の介護給付適正化の実施状況等を把握し、保険者が課題としている取り組みを支援するため、積極的に保険者との訪問調整を行い、適正化システム等で活用できていない情報に対し、活用方法や操作方法について説明を行い、適正化の推進に努めました。

9 月までに記載のとおり、7 保険者を訪問しております。

項番 2「適正化システム等の利活用に関する保険者研修会等の開催」では、事業所の傾向把握やケアプラン点検の活用に関し、保険者ごとの個人情報マスキングデータを使用し、研修会を実施いたしました。42 保険者、60 名の参加をいただきました。

項番 3「適正化システム等の有効活用事例の提供」では、保険者から各保険者の取り組み状況について情報提供依頼があったことから、適正化実施状況調査結果から、「活用をしている」、「活用ができていない」内容について整理を行いました。また、国保中央会主催の「適正化担当者研修会」に参加し、ケアプラン点検に役立つ情報について収集しました。これら情報について、項番 1 (1) の保険者研修会での報告に向け準備を行いました。

項番 4「介護給付適正化に係る各種システムの改修」では、適正化実施状況調査の結果から、保険者の要望を以下のとおり取り纏め、今後、本会で対応が可能かを判断し、システム改修の検討を行ってまいります。

1 つ目として、保険者が確認する縦覧点検で、確認に不要な項目、例えば様式番号や給付実績区分などの項目が抽出されていることから、項目を削除するなど、レイアウト変更を行う。

2 つ目として、事前に連絡が取れ、調整が可能な事業所を前提とし、廃止及び他県事業所について過誤処理を行う。

3 つ目として、保険者が処理を行っていた、医療で暦日入院時の介護サービス情報について、本会が事業所に確認を取り、過誤処理を行う。

4 つ目として、現在の縦覧点検や医療情報との突合情報は、確認するサービス提供年月が半年以上空いているため、事業所への確認が取りづらいなどの意見があり、保険者への提供年月を早めることとする。

以上の 4 項目について検討を行ってまいります。

課題と対応です。「適正化実施状況調査」の結果から、保険者は、本会から提供している、サービス事業所や要介護者の傾向や特徴が確認できる「給付実績情報」については、縦覧点検や医療情報に比べて活用されていない状況であったため、活用を促す方法として、提供し

ている情報について、保険者と相互に確認をとりながら、疑問、課題等に対し具体的な説明を行っていきます。

自己評価ですが、概ね計画どおり進捗しておりますので「○」としました。

内部評価も、自己評価同様「○」で、「引き続き、保険者の介護給付適正化の実施状況や要望等に合わせた支援の充実に努められたい」との意見がございました。

#### ⑤総務部（説明：木村事務局次長）

（資料に基づき説明。以下、要旨。）

##### 〔No.2-2-1 人材育成基本方針に基づく人材育成〕

計画の概要は、平成 21 年 7 月策定の人材育成基本方針を改訂し、「目指すべき職員像に向けた人材育成を図るための取り組みを実施する」ものでございます。

執行状況でございます。

項番 1「人材育成基本方針に沿った人材育成の実施」の(1)「キャリア形成の支援」では、優秀な人材の確保という観点から、平成 29 年 3 月に大手求人情報サイトに本会求人情報を掲載し、職場説明会の申込から採用選考試験の受験申込まで、このサイトにて行える環境を整備いたしました。

また、併せて、多摩地域、これは 4 月 26 日に立川にて開催されたものですが、これを含む各種「合同企業説明会」へ延べ 3 回参加し、幅広く本会の事業内容について説明して参りました。

なお、組織体制の強化を図る観点から掲げております「係長職昇任選考に関する課題」につきましては、平成 30 年度から実施が予定されている特別区人事制度改革の具体的運用の中で併せて検討することといたしました。

(2)「能力・適性を見極めた人材活用」では、能力・適性を見極めた人材活用として、定期異動の見直しについて、時期を変更した場合のメリット・デメリットを洗い出すとともに、個々の職員の業務遂行の適性を測る手段について検討に着手いたしました。

(3)「職場環境の整備」では、計画的かつ積極的に職員の年次有給休暇の取得促進を図るため、「年次有給休暇取得促進対策」を当初の計画どおり実行いたしました。

また、初の試みでございますが、ハラスメント防止への取り組みの下地づくりといたしまして、(4)の表に掲載してございますが、「ハラスメント研修」を全職員を対象に実施いたしました。

ストレスチェックにつきましては、従来のマークシート方式から一定期間に何度もセルフチェックが可能という点において、「メンタルヘルス不調の未然防止」というストレスチェックの理念に合う Web 方式を採用することといたしました。

(4)「職員研修の実施」では、下表に記載の①から⑥までのとおり実施いたしました。

特に、本会職員構成の約半数を占める上席主任を対象とした「リーダーシップ研修」を 9 月下旬以降実施いたしました。

また、組織管理研修として、今年度から定期評定が絶対評価へ移行することから、評価基準の統一化を推進するため、課長級・課長補佐を対象とした「人事考課研修」を8月に実施いたしました。

なお、③「リーダーシップ研修」、⑤「ハラスメント研修」につきましては、受講対象者が多く、9月末日での受講者数を掲載しており、最終的には、リーダーシップ研修は116人、ハラスメント研修は426人が受講してございます。

(5)「特別区人事制度改革への対応」では、各方面から情報収集を行い、現在、年内合意を目途として労使交渉を進めているところでございます。

課題と対応でございます。

特別区人事制度改革への対応でございます。さる10月11日の人事委員会勧告や、その他の情報収集の結果、特別区の考えが徐々に明らかになってきております。今後、年内を目途に労使合意を図り、来年2月の理事会において所要の規定改正のうえ、4月から運用して参りたいと考えております。

その他といたしまして、(1)人材育成基本方針改訂版の再周知についてでございます。

人材育成をより効果的に進めるため、現状の職員の周知・理解の状況につきまして、職員アンケートを行いました。アンケート結果につきましては、本会が人材育成基本方針を従前から策定していること自体について、36%が「知らない」と回答し、平成28年に改訂したことについては56%が「知らなかった」と回答しております。また、改訂版を読んだかとの問いには、管理職は概要版のみという回答を含めると全員が「読んだ」と回答したものの、係長では68%、上席主任では38%、主任及び主事では46%にとどまっていることがわかりました。

この結果を受けまして、人材育成基本方針の浸透度合いは総じて低いと言わざるを得ず、あらためて周知が必要であると認識しており、今後、説明会を開催する等対応して参りたいと考えております。

最後に(2)「国保審査業務充実・高度化基本計画」の対応についてでございます。

こちらは、具体的にはこれからの取り組みと理解しておりますが、本会のみではなく、国保中央会や全国の国保連合会との協調運用が必要となりますので、今後の動きを注視して参りたいと思っております。

自己評価でございます。計画どおり進行できましたので「○」といたしました。

内部評価も「○」とされ、「人材育成基本方針に沿った人材育成の実施に努めていくとともに、特別区の人事制度改革への対応等について、状況を注視しつつ検討を進められたい」とのご意見がございました。

#### ⑥システム管理部（説明：中茎システム管理部長）

（資料に基づき説明。以下、要旨。）

[No.3-2-1 国保総合システムの機器更改に係る次期国保総合システムへの移行]

計画の概要は、現行国保総合システムの機器更改を平成 29 年度に行うことに伴い、国保中央会が開発する次期国保総合システムへの移行と本会外付システムを再構築するものでございます。

項番 1 の情報収集では、「国保総合システム担当・ステアリングコミッティ」「次期国保総合システム担当者説明会」で記載のとおり情報収集を行いました。

項番 2 外付けシステム開発及び運用設計は、お読み取り願ひまして、項番 3 運用テストでは、全国保連合会が実施する運用テスト開始前に、先行稼働連合会テスト版を使用し、標準システムと外付けシステムの連携確認対象機能を選定し、その後の運用テストを円滑に行うことを主な目的として、運用テストフェーズ 1 として実施しました。

表をご覧ください。試験結果は、共通基盤と審査支払・給付・レセプト点検の各サブシステムの試験機能数に対して、完了できた機能数です。標準の審査支払は、28 の試験機能数に対し、25 が完了した機能数であったため、89%完了とし、共通基盤を除く標準システム全体では、55%、同じく外付けでは、95%が完了となりました。記号の表示は、欄外に記載のとおりです。

こちらの表は、運用テスト版を使用して実施したフェーズ 2 の観点別の試験結果です。

観点①の実行状況は、処理の走行ができた機能数であり、標準システム全体で、556 機能のうち 488 機能が走行でき、システム全体では、80.2%が走行できています。

観点②の性能検証は、処理に係る時間が目標値に達していた処理数です。こちらは、次期システム全体で 45.8%と低い数値になっています。観点③の同値検証は、この運用テスト期間中に完了した数値であり、引き続き現在も実施しています。

項番 4 はお読み取り願ひまして、項番 5 は、データ移行のリハーサル結果です。データ移行は、現行システム機器から、大きく 4 種類に分類され、抽出します。その後、新システム機器に、取込と変換処理をします。表 (2) の実施結果をご覧ください。変換処理の共通基盤以外、異常終了や時間超過となり、本番移行時の大きな課題となりました。外付けシステムのデータ移行は、概ね完了できる見込みです。

課題と対応ですが、運用テストフェーズ 2 では、アプリケーションの故障の影響から、未実施機能が 68 機能あり、この機能に付随する処理性能や品質検証が実行できていないことから、インシデントが潜在化している可能性があるため、今後、提供されるアプリケーションで機能検証を行うことと、データ移行リハーサルにおいて処理の長時間が発生したため、国保中央会から新たな移行方式が示されましたが、現行システムの長期稼働停止期間の確保が困難でリハーサルの再実施はできませんが、空き時間を活用し部分的な性能検証を行います。

自己評価ですが、執行状況、課題と対応で報告したとおり、標準システムのアプリケーションの故障の影響に伴い、未検証の機能が生じ、インシデントが潜在化している可能性があることや、データ移行に関して新方式での本番相当のリハーサルの実施の見通しが立っていないため、「△」としました。

内部評価も、自己評価同様「△」で、「次期国保総合システムへの移行に関する課題について、今後の対応や見通しを整理し、保険者へ混乱をきたさぬよう適切に対応されたい」との

意見がございました。

最後に、直近のご報告になりますが、未だにシステム等の品質等が思わしくないため、本会で実施している運用テストやデータ移行が稼働前までに完了見込みが立たなくなりました。本会といたしましては、システムの安定稼働を最優先に考えた結果、保険者にご了承をいただき、30年1月稼働を3月稼働へと計画変更させていただきました。

#### ⑦保険者支援部（説明：池田保険者支援部長）

（資料に基づき説明。以下、要旨。）

##### 〔No.3-2-2 新たな国保制度に向けた標準システムの導入及び支援〕

計画の概要は、平成30年度から始まる新たな国保制度の事務処理に必要となる「国保保険者標準事務処理システム」を、厚労省からの委託を受けて現在国保中央会が開発しております。

このうち、1つ目は、区市町村が負担する納付金等を算定する「国保事業費納付金等算定標準システム」を東京都が導入いたしますので、その支援になります。

2つ目は、本会が導入する、区市町村ごとに保有する資格情報を都道府県単位で集約する機能や、都内の区市町村間転居における高額療養費の該当回数を通算して管理する「国保情報集約システム」の導入に係る準備作業でございます。

執行状況ですが、「1 納付金システムに係る管理運用業務」(1) アプリケーション適用及び運用テスト・リハーサルの実施です。9月8日に国保中央会から本稼働版がリリースされたことを受け、9月25日に適用を完了しました。

(2) 市町村基礎ファイル等のデータ収集及び集約の実施です。

収集・集約業務を東京都から受託している本会が、すべての区市町村から9月29日までに市町村基礎ファイル等を受領しました。

「2 集約システムの導入準備作業」(1) アプリケーション適用等の事前運用準備です。

表のNo.1、2のとおり、4月10日から24日まで本稼働版リリース前の試験を実施し、4月25日に本稼働版リリース2を適用完了しました。以降、記載のとおり、随時、機能改善版を適用しました。

(2) 区市町村保険者との運用テストです。

表のNo.1はフェーズ1-1「事前運用テスト」です。記載の日程で、本会のテスト環境で、テストデータを使用し、運用テスト前に集約システムがきちんと作動するかをテストしました。記載のとおり、データバックアップの際に異常終了が発生しております。

その下のNo.2は、フェーズ2-1「資格運用テスト」です。本会と保険者がテスト環境で、テストデータを使用し、基本的な操作等を掴んでもらう運用テストを実施し、問題なく完了しました。

No.3は、フェーズ2-2「実データ精査」です。

本会と保険者が本番環境で、実データを使用し、集約システムで保険者が作成した資格情

報を取り込めるかの運用テストを実施し、3回の異常終了が発生しております。

また、処理に多くの日数を要したため、予定した処理の幾つかは次のフェーズ2-3へ持ち越しとなりました。

No.4は、フェーズ2-3「資格運用テスト」です。

本会と保険者が本番環境で、実データを使用し、想定外データによる不具合がないか、運用設計に問題がないか、性能に問題がないかの確認や、本稼働を見据えた運用リハーサルに向けたテストを実施しました。

リリース2cの適用方法に起因するケアエラー大量発生や一部リストの未出力が発生しました。

欄外「※印」のとおり、現在この運用テストで発生した異常終了等は、リカバリ済みです。

(5) 国保システム委託電算会社連絡会です。

限られた期間内で運用テストを効率的かつ確実に実施しなければならないことから、区市町村保険者のご理解を得て、都内62区市町村が使用する自庁内の国保システムの開発又は運用支援会社13社と1自治体を構成員とする連絡会を設置しました。

第1回を本年3月に開催し、来年3月までの開催を毎月予定しております。

今年度は、表のとおり、9月末までに5回開催しました。主に運用テストの事前説明や状況報告を行い、運用テストの実施方法について、意見交換等も行っております。

その他、説明会の開催状況及び説明会等出席状況です。

表のとおり、次期国保総合システムと合同で保険者説明会を4日開催し、保険者への必要な情報の周知を図りました。また、厚労省、国保中央会が主催する説明会に本会職員が出席し、情報収集を図りました。

「二要素認証」です。保険者からマイナンバーを含んだ資格情報を受領することから、パスワード管理以外のセキュリティが必要となり、30年4月から指静脈認証装置を使用いたします。

サーバ等は、本会は国保中央会の一括調達へ委任し、国保中央会は29年8月16日に入札を実施しております。

なお、サーバの設置は29年11月22日に完了しました。

課題と対応ですが、「2集約システムの導入準備作業」(2)区市町村保険者との運用テストです。

先ほどの説明のとおり、フェーズ2-2や2-3では資格情報全件分の取込に相当な時間を要したため、よりタイトとなる高額情報テスト(フェーズ3-2、3-3)では、既に集約システムに取込済みの29年6月末全件の資格情報で実施いたします。

(4) データセットアップです。

30年2月2日に「処理性能改善版」のリリースが予定され、処理性能が上がると聞いておりますが、東京都の場合、データ量が多いことに加え、運用テストの結果も踏まえ、安全策として、標準的なスケジュールより1か月前倒しを検討していきます。

自己評価ですが、概ね計画どおり進捗しているため、「○」といたしました。

内部評価も、自己評価同様「○」で、「集約システムの導入等にあたっては、保険者や委託電算会社と連携を図りながら着実に準備を進められたい」との意見がございました。

～質 疑～

(久保村副座長)

計画No.3-2-1「国保総合システムの機器更改に係る次期国保総合システムへの移行」について、資料を見るとまだ「△」や「×」が多く、期待どおりの成果が出ていないように思います。先程の説明では、30年1月に予定していた稼働を30年3月に変更するということが、国保中央会が開発したアプリケーションやデータ移行の方式の問題があったということで、3月の稼働に向けて再テストや準備が間に合うのか、そこをちょっと心配しています。現在の進捗状況について教えていただきたいと思います。

2つ目として、民間企業であればこういう問題が起きると責任者出て来いというような話になります。費用や人件費がかかると、その費用を巡ってトラブルになって、最悪の場合は裁判沙汰になったりして揉めるので、それも心配しています。現在の状況に対して、クレームが来たり、責任の所在を問われるようなことがないのか教えていただきたいと思います。

それから、今年の7月に支払基金の「業務効率化・高度化計画」において、ICTやAIを利用して5年後には審査の9割程度をコンピュータで行うという方針が出され、その計画では国保中央会も国保連合会も同時並行的にそのような改革を行っていくという話がありましたが、5年後の話にはなりますが、9割程度をコンピュータで審査できる見通しや可能性があるのか教えていただきたいと思います。

(中荃システム管理部長)

まず、1点目の現在の状況とこの先の準備状況になりますが、現在もフェーズ2ということで運用テストを来週の金曜日まで継続して実施しております。その後、年明けの1月にも最終的な運用テストを開始して検証していく、今のところはそういう予定になっております。

それから、データ移行についても、この年末年始を利用して最終的な移行リハーサルを実施し、2月の下旬から3月の中旬にかけての本番移行に備えて参りたいと思っております。

現在のテストの進捗状況については、先程ご説明しました資料の表の観点①の実行状況で、処理の走行ができた機能の割合は次期システム全体で80.2%という話をさせていただきましたが、11月24日時点の状況としては、この数値が97.3%に上がっています。観点②の性能検証の状況としては、処理に係る時間が目標値に達していた処理が次期システム全体で45.8%でしたが、88.2%に上がっています。

違う切り口になりますが、本年11月に全国の国保連合会に先駆けて鹿児島県が先行稼働連合会として本稼働を実施しております。本稼働実施後につきましても障害が全体で48件ほど出ていると報告を受けておりますので、まだまだこの先も故障が出てくるものなのかなと思っております。



それから、2点目の責任主体の話になりますが、次期国保総合システムの開発というのは、全国の国保連合会が開発分担金を国保中央会に納めて、その経費からシステムを開発しております。我々のお金で我々が苦勞しているという話になってしまいますが、責任の主体は、と問われますと、やはり私どもが思うのは開発元ではないかと思っております。それから、そのシステムのリリースを承認した国保中央会にもあるのかなと私どもは思っております。

それから、他からのクレームというお話ですけれども、私どもの利害関係者であります、国保の保険者につきましては、来年1月を3月に切り替えるというお話をさせていただいた中では、システムが稼働した後に何か故障が発生するよりも稼働の延期をしてもらって、その間にバグを潰していただいた方がいい、というようなお言葉もいただいているところでございますので、今のところ我々が責められているという状況ではございません。

(田中審査第1部長)

3点目のICTやAIを利用してレセプトの9割程度をコンピュータチェックで完結するという方針についての見通し、可能性というお話ですが、支払基金は将来的に審査委員会にかけられるレセプトを1%以下にするという話がありますが、10月に公表した国保の「国保審査業務充実・高度化基本計画」から引用させていただくと、「審査業務については、審査に携わる人材とコンピュータシステムを巧みに組み合わせ、人がコンピュータシステムを育て、コンピュータシステムにより人の力が更に発揮されるという、審査業務能力向上の好循環をつくり出すことで、審査業務の一層の高度化と効率化を同時に推進していくことが有効であり、また現実的である」としております。これは現時点の話ではありますが、我々としては蓄積されたレセプトデータをAIが判断して、そこで完結するというのではなく、あくまでも審査委員と事務方の職員、そしてAIが一体となって審査を進めていくということですので、機械だけで完結するということは多少あっても、5年後に9割というのはちょっと厳しいのではないかと私としては認識しております。国保の場合は、人とAIが協調し審査を進めるという認識でございます。

(久保村副座長)

ありがとうございました。いずれにしても、来年3月以降、システムが正しく動いて円滑な運用ができるよう期待しておりますし、5年後の数字がどうなるかは分かりませんが、計画で示した方向に進んでいくことを期待しております。

(河津委員)

計画No.1-1-2「審査事務共助の充実」について、この計画を題材にしながら評価基準について質問させていただきます。

まず、評価基準の中では「◎」というのは行動目標や数値目標を上回っている、進捗率が100%を超えると書いてあります。この計画で数値目標は明らかです。他の計画は数値目標が比較的曖昧になっています。目標がはっきりしていて、立てた目標よりもかなり査定状況が

進んでいるので、これが「◎」でなかったらどれに「◎」を付けるのかというのが私の疑問です。

東京都の立場でいて、小さな国保連合会もあるわけですがけれども、かなり頑張っているというのは、これまでも他と比較しながら支払基金等とも比べながら進んでいるわけで、数値は明らかに100%を超えています。

では、行動目標が駄目なのかというと、再審査容認分の低減に向けてとは書いてありますが、この低減について何も目標は書かれていません。「再審査容認分に係る情報提供及び情報活用の強化」というのは取り組み項目としてありますけれども、どれくらいかというと、ゼロにするということであればおそらく永久に「◎」はつかない、例えば50%とか何らかの目標が書かれているならまだ分かります。

先程の説明の中で課題がいくつも残っているものも「○」ですし、かなり限られた時間で確実に処理しなければいけないという非常に重荷を背負っているものも「○」であって、「○」の中にも随分違いがあるのではないかと私には見えます。

もう少しメリハリをつけないと、職員のモラルにも関わってくるのではないかと、「◎」をつけられるものはつけてもいいのではないかという思いもありまして、計画No.1-1-2を題材に基準の設定の仕方をもっと少し具体的にされた方がいいのではないかと、数値のあるものはきちんと評価した方がいいのではないかと、という意見を述べさせていただきたいと思いました。

(田中審査第1部長)

大変ありがたいお話ではございますが、減点点数の目標点数については、保険者からの再審査申立ての連合会責任分について3年間で半減することで設定しております。その数値はこの資料に記載はございませんが、この仕切りについては変更ございません。

保険者再審査の連合会責任分は、当初計画した数字を達成していないというところがございます。保険者側から見た時に、この計画に「◎」がついていて再審査のことが書かれていると、なぜこれだけ連合会責任分の再審査があるのに「◎」がつくのかという見方もございますので、項番5に細かくは書いておりませんが、我々としてはこの項番5の取り組みが達成できていないために取り組みの進捗率が100%を超えないため「○」とした次第でございます。

(河津委員)

ご説明については分かりましたが、一般の方がこれを見た時にそこまで理解できるのかということもあるかと思えます。この資料には記載されていないが、手元にあるものを書いてあるということだと思いますが、この資料だけ見てもある程度分かるように、そのへんのところは、数値目標に入るのかもしれませんが、断り書きが一項どこかに入っていて、そこで初めて最後の評価で再審査容認分についてはまだまだ駄目だという方が意味が通じるのではないかと思いました。

(田中審査第1部長)

ご指摘いただいた点については、事務局と相談し、今後対応させていただきます。

(植村座長)

今のお話は、資料の「単年度計画策定時の現状と課題」というところに、再審査容認分の状況から80万点を上乗せすることで新たな目標を設定したと書かれているので、この80万点の上乗せ分について、目標達成できていないということだと思います。そのへんが分かるようにしていただくと、評価の結果がこれだと分かるのではないかと思います。

(河津委員)

計画No.2-2-1「人材育成基本方針に基づく人材育成」について、人材育成基本方針については前回もこの場でご質問させていただきました。浸透度が未だ不十分ということには驚いたのですが、調査を行ったということはとても良いことだと評価したいと思います。どれくらい浸透しているかということを確認しながら進めるというのはとても大事なことだと思います。何事にもおいても新しくやることは浸透するまでに時間がかかるということはある意味では仕方のないことだと思います。

そうは思いましたが、研修の中身を見た時にどうしても総務部人事課の行う研修なので、(4)の「職員研修の実施」に記載されているようなラインナップになるのだらうと思いますが、ちょっと見てみるとなんとなく殺風景な感じがして、人数はハラスメント研修が多いのですが、ハラスメント研修は言われなくても分かっている人は分かっているわけで、多くの人は分かっているながら参加されているのだらうと思います。

他は人数が少ないということもありますが、これまでの各事業の説明だと、事例発表があったり、見学に行ったり、グループワークがあったり、あるいは基礎研修と応用研修とサンドイッチにして研修をやって効果が出ているというように、色々な工夫が書かれていました。

そういう意味で、ざっと見るとビジネスマナーから始まって、やらなくてはいけないのだらうとは思いますが、そこでどのように活性化させるのかとか、アクティブラーニングに結び付いた方法、技法、どんな工夫をされているのかということと、もう1つ、以前はこの委員会の中でも全体のアンケート調査結果が載っていた時があって、それぞれの研修毎に評価が分かっていたこともありました。そういうことも考えると、やったことは分かりますが、その結果どういう評価をされるのか、このへんがまだ足りないとか、あるいは今後こういう研修も考えているといったようなことが一言入るといいのではないかと思います。

アクティブにするための工夫とどのような評価を全体としてされているか、その2点についてご質問したいと思います。

(木村事務局次長)

まず、研修の中身ですが、資料に記載している研修は学校形式で座って行いますが、先生からお話がありましたけれども、グループディスカッションやグループワークを取り入れた

研修となっております。ですから、ただ単に一方通行で聞いているだけの研修ではないということでございます。

それと、研修が身になっているかどうかということだと思いますが、以前はそれぞれの研修について評価というものを行っていました。今は評価まではやっておりませんが、研修をやった後に全員からアンケートをとって、身になったのか、なっていないのかというところは聞いております。その結果を次年度以降の研修に活かしていくというやり方をしております。

ですから、この中に評価も入れたらどうかということですが、今は評価をとっていないというのが実態でございますので、またそのへんは今後に向けて検討していきたいと思っております。

(河津委員)

それと、総務としての評価ですね、こういうラインナップで研修をやったけれども、来年もこれでいくのかとか、あるいは来年はこういうところを変えていこうとか、そういった評価を組織としてなされているのかということです。

(木村事務局次長)

例えば、この6つの研修の中にハラスメント研修がありますが、これは初めて実施いたしました。

ハラスメントは非常に難しいのですが、そういうものに対して弁護士の先生を呼んで事例を出しながら研修していただくということを今年初めてやりました。

毎年色々な課題があると思いますが、そういったことを研修担当の方で色々考えながら企画しておりますし、今後も同じようにやっていきたいと思っております。

(河津委員)

ありがとうございます。人材育成基本方針があって、相当力を入れている分野だと思いましたが、組織としてどう考えているかということも大事かと思われました。

それから、マイナス面の研修だけでなく、こういうことをやって保険者さんに喜ばれたとか、こういうことによって職員のモラルがあがったとか、もっとポジティブな事例をあげてやることも、結果的に良いことを題材にするとマイナス面も結構ついてくるのですが、そういったことも今後考えながら進めていただけたらいいなと思われました。

(植村座長)

計画No.1-1-1と計画No.1-1-2の審査に関する質問となりますが、最初に理事長さんからのご挨拶でもありましたが、審査基準を全国的に統一するという動きがあるということで、おそらくこれは先程、久保村委員からも質問が出ていたコンピュータ化といいますか、AI化につながっていく話だと思います。

一方、東京都の国保連合会では、審査委員による審査委員への研修会というものが開かれ

ているように、おそらく審査基準を内部でも統一しようという動きだと思いますが、コンピュータ技術の発展と同じように、医療の方でも医療技術の発展があって、一方で、標準化医療といいますか、こういう病気にはこういう治療法という標準的なものができていくと同時に、新しい治療法の有効性が確認されたり、検査でも検査の精度が上がってきたりと、従来この病気にこの治療はないだろうというようなことがむしろ有効だということになる場合もあるかと思えます。

そういう意味で、審査基準そのものが医学の進展によって変わってくるということが当然あるのではないかと思います。そこを考えると、審査基準を統一しても基準がまた追っかけて変わってきってしまうということで、そう簡単に統一はできないのではないかと、むしろ、逐次、医療技術のことを学びながらというか、新しい動向を審査委員が共有しながらやっていくという形でないとなかなか審査が難しいのではないかと思います。とはいえ、皆バラバラでやっているのでは困るということもあります。そのへんのところをどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

(田中審査第1部長)

審査基準の統一について、国保中央会では各国保連合会の審査基準を吸い上げ、集約してある程度整理をし、それを全国の審査委員の会長が集まる会議で承認します。これは、冒頭、福永理事長からもお話がありましたが、8割の国保連合会が採用する審査基準について、承認されれば全国の基準となっていくと思います。

今、東京で審査基準といわれている審査参考事項というものが230~240ぐらいありますが、その数を先生がお聞きしたら、なぜそれだけしかないんだというような感覚になると思いますが、これから審査基準を統一していくというところで、47都道府県の国保の審査委員会ですべて一つ一つ丁寧に基準を作っていきます。

その基準の決め方というのは、個々の患者の病態などもありますので、どうしても細かく、本当に気を使って作っていかないと一つ一つの基準は作れませんので、その基準を国保中央会にいくつあげられるかということが、今後、重要になっていくと思います。

国の通知で基準としてあがれば、通知を展開するということは簡単にできますし、薬剤についての適応追加等も同様で、そのような変更等はいかようにもできると考えております。

まず、47都道府県の国保連合会の審査委員会が独自の審査基準を丁寧に作っていくかというところにかかっているのではないかと思います。

(植村座長)

ありがとうございます。先程の久保村委員のご質問に対するお答えもそういうことだと思いますが、やはりどうしても基準を統一するというと物差しをあてていくような、誰がやっても同じ結果が出るというような、そういう感じがしてしましますが、かなりケースによって千差万別といいますか、そういう中で専門家が見ないといけない、あるいは見る人のレベルも常に向上していかないといけない、そういうことがあると思いますので、是非そうい

ったところに取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

(植村座長)

計画No.1-3-2「介護給付適正化システムの有効活用による介護給付適正化の推進」について、課題と対応のところ、保険者さんの方で縦覧点検などは利用されているが、給付実績を活用した情報の利用というのはなかなか行われていないということが書かれています。

介護の場合は医療と違って、こういった病状にはこういった治療法というような標準的なものはなく、それぞれの事情に応じてそれぞれが介護サービスを利用しているということですから、その部分が適切な利用かどうかというのを審査するというのは難しいと思います。

ですから、保険者さんの方もあまり適、不適というよりは、間違いがないかどうかとか、重複請求がないかどうかという、そういう観点になってしまうと思います。

ただ、保険者としては、当時、介護事業計画などを作る際には需要動向あるいは供給側の動きというものを見ていかなければいけないわけで、それが実際にどう利用されているかということから予測することは可能かと思えますし、それぞれ事情によって利用状況が違ふといっても、好き勝手放題に上限の範囲であれば使っているというわけではないと思いますので、やはりケアマネさんの指導とか、そういうところにも適切な利用をしたかというのはあると思いますので、そういったところに使っていくために、介護レセプトのデータというのは活用できるものが多々あると思います。

ただ、具体的にこの情報をこういう形で加工すれば、こういうことに使えるというのは保険者の方ではなかなか分からない部分があると思いますので、色々費用がかかったり、データを加工しなければならぬことが出てくるとは思いますが、是非、国保連合会としても情報を持っているところですので、具体的な活用方法を示せるよう、こういう形で保険者さんの方に利用していただくという、そういったことも是非、進めていただきたいと思いますが、その点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

(足立介護福祉部長)

介護給付の実績につきましては、不適正な給付や事業所を発見して適正なサービス提供と介護の効率化、事業所の指導育成を図ることを目的としております。結果、実地指導が必要な事業所の抽出が可能となっております。また、保険者における介護保険事業計画の作成、給付実績に基づく資料の作成が可能となっております。

あと、保険者の方で使われていない理由は何なのかということを実地に行った時に確認したところ、活用するポイントがよく分からない、すぐに過誤に結びつく縦覧や医療と介護の突合を優先するので給付実績が後回しになってしまう、マンパワーが足りない、というような意見がございました。

ですので、私どもとしても保険者ができるだけ使い易くなるように、課題と対応にもありますが、保険者の方に積極的に訪問して要望を聞いて対応できる場所は対応していきたいと思っております。

(植村座長)

ありがとうございます。是非、積極的な対応をお願いしたいと思います。

(植村座長)

その他、何かご意見等はございますか。

～な し～

(植村座長)

それでは、私の役目はこれにて終了となります。

皆様のご協力によりましてスムーズに議事を進行することができました。ありがとうございました。

### (3) 閉会

(加島専務理事)

長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

最後に、主催者を代表しまして、理事長より一言申し上げます。

(福永理事長)

本日は、多くの貴重なご意見をいただきありがとうございました。

本会は、ご指摘いただきました内容を踏まえ、引き続き保険者等の負託に的確に 대응していくため、職員一丸となって計画の推進に努めて参りますので、委員の皆様におかれましては、今後ともご指導・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

本日は長時間にわたりありがとうございました。

(加島専務理事)

以上をもちまして、第2回経営評価委員会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。